

今治市民活動センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：市民環境部市民生活課

今治市民活動センターの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市別宮町八丁目1番55号
- (2) 施設の設置目的 今治地域における公益的な市民活動の活性化を支援し、その活動拠点を提供するため。

2 募集の概要

- (1) 応募受付期間 令和3年9月22日（水）～令和3年9月30日（木）
- (2) 応募者（ 1 団体）

団 体 名	代表者役職氏名	住 所
特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター	理事長 井手 克彦	今治市別宮町八丁目1番55号

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市民活動センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案し、当該団体を指定管理者としての可否を判断した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な使用が確保されていること ・使用者の平等な使用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・使用者に対するサービスの向上 ・使用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・子育て支援への取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、特定非営利法人今治NPOサポートセンターを指定予定者として選定した。

団体名	特定非営利活動法人今治NPOサポートセンター
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	29.6点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準Ⅴ	11.4点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	20.0点
合計	114.4点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、応募団体の目的が施設の設置目的と合致しており、使用者のニーズと施設の設置目的の実現のための積極的な取り組みが評価された。また、施設の使用状況を分析した上で、使用促進という課題に対して真摯に向き合う姿勢も確認された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額(39,400千円(5年間))以内であり、適正と認められた。

(指定管理料基準額(5年間) 39,400千円)

○審査基準Ⅳについては、地域社会との連携や、施設管理体制の柔軟性、財政基盤の健全性及び、適切な責任体制の確立による安定した管理運営が評価された。

○審査基準Ⅴについては、地域へ貢献できる計画及び、障がい者の雇用や就業支援に関する理解と積極的な取組が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」評価であり、現在の指定管理における実績が評価されている。

○審査基準Ⅶについては、市民活動の周知、啓発に対する強い意欲や熱意が感じられ、地域の協働のネットワークづくりへの意欲も示されていることなどから、市民活動の充実が期待できると評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の平等な使用が確保されていること、施設の効用が最大限発揮され、管理経費の縮減が図られていること、施設の管理を安定して行う人的、物的能力を有していること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は特定非営利活動法人今治NPOサポートセンターを指定予定者として選定した

なお、今後はこれまでにない新たな事業や、新しい媒体での周知広報活動も積極的な取組、また若年者層の育成に期待するとともに、今治市として今後の市民活動支援の在り方を議論する時期ではないかとの意見があった旨を併せて報告する。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで